

新開地区空き店舗活用支援事業補助金（2次募集）について

（平成30年度予算 10,000千円（継続））

（1次審査後残予算 5,000千円）

事業概要 新開地区（久保一丁目及び二丁目とする）における遊休施設を活用して、新たに出店又は、開業しようとする者の必要な経費に対し、予算の範囲内において、空き店舗活用支援事業補助金を交付するもの。

事業目的 本市の中心市街地東側に位置する飲食街は空き店舗が多く、老朽化も顕著で、人の流れや賑わいを失っていると同時に、地域住民の高齢化等により持続可能な地域づくりが困難となっています。

このエリアの遊休施設を地域住民や観光客も利用できる昼間に営業する店舗や、飲食を目的とした観光客の誘致による滞在時間の延長、宿泊観光客の増加を図る店舗に再活用することを促すため、新たな出店や、開業を行う際に必要となる経費を補助し、地域の再生を図る目的で事業を進めるものです。

補助率等

- ① 補助額 上限額 250万円（千円未満の端数は切り捨て）
- ② 補助率 2分の1
- ③ 予定件数 2件程度（審査により適当と認められたもの）
- ④ 補助対象 施設改修費（限度額 200万円）及び備品購入費（限度額 50万円）

応募要件 以下の全てを満たしたもの

- ① 新開地区内の遊休施設に新たに出店又は開業しようとする者
- ② 対象地区内で既に出店している店舗を移動する者でないこと。
- ③ 法令及び、公序良俗に反しない事業を行う者であること。
- ④ 施設の改修は、建築基準法第87条第3項を含め、関係法令を順守したものであること。
- ⑤ 補助対象者が個人である場合はその者、補助対象者が法人である場合は、その者、法人である場合はその役員が尾道市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。
- ⑥ 補助対象者が個人である場合はその者、法人である場合は、当該法人に市税等の滞納がないこと。
- ⑦ 営業開始日から5年以上継続して営業すること。
- ⑧ 尾道商工会議所又は政府系金融機関から事業計画作成について指導を受けること。
- ⑨ この補助金に係る事業に関して、国、県又は、市の制度による他の補助等を受けていないこと。
- ⑩ 政治活動を目的としないこと。

- 審査会 空き店舗活用支援事業補助金の審査を行うための審査会を設ける。
- ① 審査委員 6名
 - ② 審査方法 申請書の内容審査、申請者によるプレゼンテーション等を予定。審査項目（10項目）を含めて、総合評価する。
 - ③ その他 審査会は非公開。
- その他
- ① 補助対象事業は、交付決定を受けた日から同会計年度の末日までに実施することとする。（実績報告は3/7までに提出すること。）
 - ② 補助金の交付申請は、事業計画書等必要書類とともに、指定の日までに提出すること。
 - ③ 補助金の請求を行う際には、請求書及び連帯保証人承諾書を提出すること。
 - ④ 以下のいずれかに該当した場合には、補助金交付決定の取消すことがある。
 - (1) 虚偽又は、不正の事実に基づいて交付を受けたとき。
 - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
 - (3) (1), (2)のほか、尾道観光協会会長が交付する者としてふさわしくないと認めたとき。
 - (4) 営業開始日から5年を経過するまでの期間に事業の廃止又は休止をしたとき。
 - (5) 要綱の規定に違反したとき。
 - ⑤ ④により、補助金交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書により返還を命ずるものとする。

スケジュール

申請書受付期間：平成30年8月3日(金)から
平成30年10月1日(月)まで

第2次審査会：平成30年10月18日(木)（予定）

補助金交付決定：平成30年10月25日(木)（予定）

問い合わせ先及び窓口 一般社団法人尾道観光協会（樋本）
尾道市東御所町1-20 電話 0848-36-5495
JB本四高速尾道ビル1階

尾道市都市部まちづくり推進課（山本、片山）
尾道市久保一丁目15番1号 電話 0848-38-9223